ればならぬので、プロレタリアートの意識をもつた組合員がその先頭に立つのである。所謂部落活動が巻き起されなければならぬ。

4. 穀物検査制度其の他反動的農業政策に対する斗争

穀物検査制度の反動性については我々は既に言ひ古した。だが問題は新らしい。仂く農民を犠牲にして、地主と商人丈を利益さす。此の制度に対しては、あくまで、全縣的統一の下に、中農をまで動員して斗はなければならぬ。更に受検にあたつては、大衆検査が行はるべきであり、此の斗争は奬励米増加運動と密接に結びつけられなければならぬ。検査は帝國主義政策と結びつけられて、愈々苛酷になる事が予想されてゐる。

その他の反動的農業政策についても同様である。

5. 農会、農事実行組合、産業組合、等の反動的農業団体に対する斗争

農業恐慌の拡大につれて、政府はこれ等の反動的御用団体を使つて種々のギマン政策をやつてゐる。更に尚進んで、これを中心として、ファッシヨ勢力たらしめようとしてゐる。農民はこれ等御用反動団体にゴマカされ易い。現に作州ではこれらの団体を中心に、農民大会が行はれ、後藤農相支持が決議され、此の運動は備前、備中でも行はれんとしてゐる。官僚後藤農相が我々に何を与へるか。それは言はずとも知れてゐる。この運動は強くファッシヨの傾向をとつてゐる。我々はこれに対し此等の

団体の自主化、廃止を目標に、我々の優秀分子を此等団体の中へ潜入せしめて内部からその反動性をバクロし此の斗争を大衆化し目標到達へと進まなければならぬ。

6. 生産組合・消費組合・醫療組合の運動

我々は単に反動団体に対して斗争する丈でなく更に進んで我々の手によつて建設運動へまで進まなければならぬ。此の運動の重要性は我全農の影響力を拡大し一般未組織大衆を動員し更に全農が過去の小作人組合型から進んで仂く農民の生活のスミ〳〵にまで大きな関係を持つて来るところにある。最近各地に全農が中心になつてこれらの組合を組織し相當の成功を収めてゐる。これら各地の経験を攝取して活発に進めなければならぬ。

7. 青訓・青年団・消防組・在郷軍人其他の反動組織に対する斗争

過去に於ても此等反動組織に対する斗争の重要性が叫ばれたが、情勢はこの斗争をいよ〳〵重大にした。此等の団体はこの最悪の敵であるファッシヨの前衛たるべきものだ。これ等に対する斗争も、過去の如き観念的な斗争の仕方では駄目だ。反動農業団体に対する運動と同じく内部で斗はれなければならぬ。外にゐて口先で攻撃する丈では何の效果は上るまい。

8. 偽瞞法・悪法・暴圧反対斗争

小作法案・新民事訴訟法等の如き農民運動への圧迫法・小作調停法・